

## 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案・骨子（案）

## 第 1. 総則

## 1. 目的の改正

（第 3 等の改正内容を踏まえて、所要の改正を行う）

P

## 2. 活動分野の追加

## 第 2. 特定非営利活動法人の認証制度

## 1. 所轄庁の変更

2 以上の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁を、内閣総理大臣（内閣府）から主たる事務所の所在地の都道府県知事（1 の政令市の区域内のみに事務所を有する法人にあっては、指定都市の長）とする。

## 2. 認証制度の柔軟化及び簡素化

## (1) 認証審査期間の柔軟化

認証審査期間について、条例により 2 か月以内の期間を定めることができるものとする。

## (2) 社員総会の決議の省略

一般社団法人等に認められている「みなし総会決議」（社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、社員総会の決議を省略できる。）をすることができるものとする。

## (3) 代表理事制の導入

特定非営利活動法人は、定款によって、理事の中から代表理事を定めることができるものとする。

## (4) 定款変更の際の届出事項の拡大

所轄庁の認証を受けなければ定款の変更が効力を生じないとされる場合を見直し、所轄庁への届出のみでよいとされる場合を拡大する。

（例）事業年度に関する事項、解散に関する事項等

## (5) 解散公告の簡素化

解散時における債権者への債権の申出の催告についての公告の回数を、「3 回以上」から「少なくとも 1 回」に簡素化することとする。

## 3. 認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

## (1) 認証後未登記団体の取消し

所轄庁は、団体が認証を受けた日から 6 か月を経過しても設立の登記をしない場合は、認証を取り消すことができることとする。

(2) 「収支計算書」の改正、財産目録の撤廃、貸借対照表の区分経理の撤廃

(3) 情報開示の充実

所轄庁が事業報告書等の謄写に応じなければならないこととする等、情報開示手段を充実させることとする。

**第3. 認定制度・仮認定制度の導入**

一 認定制度

1. 特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁による認定を受けることができることとする。

2. 認定の基準及び欠格事由

(1) 認定の基準

ア P S T 基準：以下のいずれかを満たすものであること。

- ① 相対値基準：実績判定期間（初回申請及び仮認定の場合は2年、更新等の場合は5年）における経常収入金額における寄附金等収入金額の占める割合が政令で定める割合（5分の1）以上であること。
- ② 絶対値基準：実績判定期間内の日を含む各事業年度における政令で定める額（3,000円）以上の寄附を行った者が政令で定める数（100人）以上であること。
- ③ 個別の条例指定：住民の福祉の増進に寄与する法人として地方公共団体（法人の事務所が所在するものに限る。）が条例で個別に指定した法人であること。

イ 実績判定期間における事業活動のうちに共益的活動の占める割合が100分の50未満であること。

ウ 実績判定期間及び申請時において各社員の表決権が平等であることその他の運営組織及び経理に関する基準に適合していること。

エ 実績判定期間及び申請時において情報公開を適切に行っていること、法令違反等がないことその他の事業活動に関する基準に適合していること。

オ 設立後1年を超える期間が経過していること。

(2) 認定の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は認定法人の欠格事由とする。

- ア 役員のうち、認定取消された法人の理事であった者等がいること。
- イ 認定又は仮認定を取り消された日から5年を経過しないもの
- ウ 定款等の内容が法令等に違反しているもの
- エ その他所定の規定に違反しているもの

### 3. 認定の有効期間及び効果

#### (1) 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から5年間とする。

#### (2) 名称の使用制限

- ア 認定法人でない者は、その名称又は商号中に、認定法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととする。
- イ 何人も、不正の目的をもって、他の認定法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を用いてはならないこととする。

#### (3) 認定法人の情報開示

所轄庁は、認定に係る申請書類等の請求があった場合には、条例で定めるところにより、閲覧又は謄写をさせなければならないこととする。

#### (4) 認定法人に対する税制上の優遇

※ 具体的には租税特別措置法で措置することとなる。

##### ア 寄附金に係る特例措置

個人のする認定法人への寄附について、所得税と個人住民税で併せて50%までの税額控除を可能とするため、所得税において寄附金額の40%を税額控除できるものとし、所得控除との選択制とする。

##### イ 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人に「みなし寄附金」を認め、所得金額の50%又は年200万円のいずれか多い額までの範囲で寄附金の損金算入を認めることとする。

### 4. 監督

P

#### (1) 立入検査等

#### (2) 勧告及び命令

##### ア 改善勧告

所轄庁及び法人の従たる事務所の所在地の都道府県知事は、認定法人について、任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、当該法人に対し、改善の勧告をすることができるものとする。

##### イ 改善命令

所轄庁及び法人の従たる事務所の所在地の都道府県知事は、勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、法人に対し、その勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができるものとする。

##### ウ その他事業の停止命令

所轄庁は、その他の事業を行う認定法人について、その他の事業から生

じた収益が特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができるものとする。

### (3) 認定の取消し

#### ア 義務的取消し

所轄庁は、認定法人が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならないこととする。

- ① 欠格事由
- ② 偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき。
- ③ 正当な理由がなく、改善命令又は事業停止命令に従わないとき。
- ④ 認定法人から取消しの申請があったとき。

#### イ 任意的取消し

所轄庁は、認定法人が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- ① 2.(1)の認定の基準のうち、ウ（運営組織等に関する基準の適合性）又はエ（事業活動等に関する基準の適合性）を満たさないこととなったと認められるとき。
- ② 3.(3)の所轄庁における情報公開を阻害する行為をしたとき。
- ③ 法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

### (4) 監督のための他の機関との連携等

#### ア 所轄庁による要請及び意見聴取

- ① 所轄庁は、認定事務の施行に関し特に必要があると認めるときは、法人の従たる事務所の所在地の都道府県知事に対し、当該都道府県知事が講ずべき必要な措置について、必要な要請をすることができるものとする。
- ② 所轄庁は、監督権限を行使するときは、欠格事由の有無のうち一定の事項について、都道府県警本部長の意見を聴くことができるほか、国税等の滞納処分の有無について、国税庁長官等の意見を聴くことができるものとする。

P

#### イ 国税庁長官との連携

## 二 仮認定制度

以下の3つの事項を除き、仮認定については「一 認定制度」と同じものとする。

### 1. 認定基準の特例

- (1) P S T基準に適合しなくてもよいこと。
- (2) 設立の日から5年を経過しない法人であって、認定又は仮認定を受けたことがないこと。

## 2. 仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、仮認定を受けた日から3年間とする。

## 3. 仮認定の効果

認定による税制優遇の効果である「みなし寄附金」が認められない（したがって、他の制度とのバランス上、事業停止命令の対象とならない）。

## 第4. その他の措置

### (1) 情報の提供

内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参加を促進するため、認定法人の活動の状況その他の特定非営利活動法人の活動に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずることとする。

### P (2) 所轄庁への指示

### (3) 協力依頼

所轄庁は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

### (4) 罰則

監督規定の実効性の確保、認定法人及び仮認定法人の名称保護のために罰則を設けることとする。

## 第5. 施行期日等

### (1) 施行期日

平成24年4月1日から施行するものとする。

### P (2) 経過措置